

定時株主総会の開催時期に関する 法務省のお知らせについて

河合芳光 法務省民事局参事官

一 はじめに

東北地方太平洋沖地震により、被災された方や企業の方々に、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、その後も、被災地はもとより、きわめて広範な地域で、企業活動に多大な影響が及んでいると聞き（注）、大変心配しております。

会社法に関連する事項として、東北地方太平洋沖地震の影響により、当初予定した時期や定款に定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況となっている株式会社があると考えられます。そこで、法務省においては、定時株主総会の開催時期に関して、会社法の関係規定および定款の定めについてのお知らせを、法務省ホームページにて順次公表しております。本稿は、そのお知らせの内容等について、紹介させていただきます。

（注） 法制審議会会社法制部会については、急が

れている課題でもありますが、今回の震災対応や震災による影響を踏まえた株主総会の準備などの対応を考慮して、岩原紳作（東京大学教授）部会長と相談の上、事務当局の判断において、すでに開催予定が示されている会議のうち、本年三月下旬から七月上旬までの間に予定されていた会議の開催を見送ることとしております。

二 三月二五日のお知らせについて

まず、法務省においては、定時株主総会の開催時期に関する会社法の関連規定について、本年三月二五日、法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/sho/kouhou/saigai011.html>（官邸ホームページの首相官邸災害対策ページ <http://www.kantei.go.jp/saigai/notice.html#work-sonota>）にリンクが貼られています）にて、お知らせをしております。

その内容は、次のとおりです。

定時株主総会の開催時期について

東北地方太平洋沖地震の影響により、当初予定した時期に定時株主総会を開催することができない状況となっている株式会社があると考えられますので、会社法の関連規定について、以下のとおりお知らせします。

会社法第296条第1項は、株式会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないものと規定していますが、会社法上、事業年度の終了後3か月以内に必ず定時株主総会を招集しなければならないものとされているわけではありません。

東北地方太平洋沖地震の影響により、当初予定した時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じている場合には、そのような状況が解消され、開催が可能となった時点で定時株主総会を開催することとすれば、上記規定に違反することにはならないと考えられます。

なお、議決権行使のための基準日を定める場合、基準日株主が行使することができる権利は、当該基準日から3か月以内に行使するものに限られます（会社法第124条第2項）。したがって、定款に定められた基準日から3か月を経過した後に定時株主総会が開催される場合に、議決権行使の基準日を定めるためには、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要があります（会社法第124条第3項本文）。

また、定款に剰余金の配当の基準日を定めている場合に、その基準日株主に剰余金の配当をするためには、当該基準日から3か月以内の日を効力発生日とする剰余金の配当に係る決議（会社法第454条第1項等）をする必要があります。

なお、旧商法下で、毎決算期の利益処分案につき定時株主総会の承認を求めなければならないこととされていた（同法二八三条一項、二八一条一項四号）のと異なり、会社法の下では、剰余金の配当は、分配可能額の範囲内であれば、一事業年度中、回数に制限なく行うことが可能となっております。定款において事業年度の末日（たとえば、三月三十一日）を剰余金の配当の基準日と定めている場合（このような配当を期末配当と呼ぶ慣行があるようですが、会社法上は、いわゆる期末配当も、通常の配当の一つとなります）であっても、定款に定めた剰余金の配当の基準日株主に対する配当はせず、新たに公告をすることにより（会社法一二四三条三項本文）、これと異なる日を剰余金の配当の基準日と定め、剰余金の配当をすることに会社法上の制約はありません（注）。

（注）東京証券取引所は、前記の本年三月二十五日のお知らせに関連して、同日、「平成二三年三期末の配当その他の権利落ちについて」とのニュースを同取引所のホームページに掲載して、「配当金その他の権利の基準日を事業年度末日から変更することとなった場合、三月二十九日以降変更後の権利付最終日までの間において当該銘柄を売却した場合は、配当その他の権利が付与されないこととなります。」とし、投資者の方々に注意を促しております。

三 三月二十九日のお知らせについて

定時株主総会の開催時期については、本年三月二十五日にお知らせした会社法の関連規定があるほか、多くの株式会社では、定款に「毎年六月」や「毎事業年度終了後三か月以内」に招集するなど定めていると思われる。このような定款の定めがある会社において、定款所定の時期以降に定時株主総会を開催することについては、定款の合理的な意思解釈により許容されると考えている会社実務担当者の方も多くいらっしゃるようですが、他方、定款の文言には形式的に反するため、株主総会の招集の手續の定款違反となるのではないかと懸念も少なからず聞かれております。

そこで、本年三月二十九日、「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて」のお知らせを法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0012.html> に掲載しました。ここで示した見解は、前記のような定款の規定が、会社に、天災等のきわめて特殊な事情によって不可能となる措置を強いることまで意図したものではないはずであるという、会社実務の中で一般的に考えられていると思われる考え方を踏まえたものです。その内容は、次のとおりです。

定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて

東北地方太平洋沖地震の影響により、定款所定の時期に定時株主総会を開催することができない状況となっている株式会社があると考えられます。

特定の時期に定時株主総会を開催すべき旨の定款の定めについては、通常、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合にまで形式的・画一的に適用してその時期に定時株主総会を開催しなければならぬものとする趣旨ではないと考えるのが、合理的な意思解釈であると思われます。

したがって、東北地方太平洋沖地震の影響により、定款所定の時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、会社法第296条第1項に従い、事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を開催すれば足り、その時期が定款所定の時期よりも後になったとしても、定款に違反することにはならないと解されます。

なお、会社法第296条第1項の規定については、「定時株主総会の開催時期について」をご参照ください。

このお知らせで示した見解は、定時株主総会の開催時期に関する定款の定めに関するものですが、株主総会の開催場所に関する定款の定め等についても、同様の考えを採ることが可能ではないかと思っております。

四 最後に

これらのお知らせが、企業の方々の一日も早い復興に少しでも役立つことができれば幸いです。（かわい・よしみつ）